

岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、岡崎市附属機関設置条例（令和元年岡崎市条例第21号）第6条の規定に基づき、岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体（以下「推進会議」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 推進会議は、地域包括支援センターが実施する地域ケア会議において把握された地域課題についての検討や、新たな社会資源の開発と活用、広域的な支援体制の整備を図ることにより地域住民が最期まで安心していきいきとした生活をおくるための地域包括ケアシステムの構築に必要な政策形成及び地域づくりを目的とする。

(所掌事務の詳細)

第3条 推進会議の所掌事務の詳細は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 地域包括ケア体制の総合的な整備に必要な政策形成に関する事。
- (2) 保健・医療・福祉等の専門機関と地域支援者・民間企業等の連携に関する事。
- (3) 社会資源情報の集約及び情報の提供に関する事。
- (4) 地域ケア会議で把握された地域課題の検討及び地域づくりに関する事。
- (5) 生活支援体制整備のためのサービス資源の開発や人材育成・人材確保に関する事。
- (6) 高齢者の社会参加や介護予防に関する事。

(委員の選任)

第4条 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから選任する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 地域支援者
- (4) 介護サービス事業者
- (5) NPO又は社会福祉法人職員
- (6) 関係行政機関職員
- (7) 地域包括支援センター職員
- (8) その他市長が必要と認めた者

(会長等)

第5条 推進会議には、会長及び副会長をそれぞれ1名置く。

- 2 会長、副会長は、委員の互選によるものとする。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6条 推進会議は、会長が招集し、議長となる。

2 会長は、委員全員の出席を求めると認めるときは、一部の委員の出席を求めて推進会議を開催することができる。

3 会長は、必要に応じて推進会議に委員以外の関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 推進会議において、必要に応じて部会を設置することができる。

(庶務)

第8条 推進会議の庶務は、ふくし相談課において処理する。

(守秘義務)

第9条 委員及び出席者は、職務上知り得た個人情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体設置要綱の廃止)

2 岡崎市地域ケア推進会議・生活支援体制整備協議体設置要綱（平成26年5月15日制定）は廃止する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。